

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公表番号】特表2000-507298(P2000-507298A)

【公表日】平成12年6月13日(2000.6.13)

【出願番号】特願平9-534192

【国際特許分類第7版】

C 0 8 F 20/56

A 6 1 F 2/16

A 6 1 L 27/00

C 0 7 C 233/09

C 0 8 F 220/56

【F I】

C 0 8 F 20/56

A 6 1 F 2/16

A 6 1 L 27/00 D

C 0 7 C 233/09 Z

C 0 8 F 220/56

【誤訳訂正書】

【提出日】平成16年3月26日(2004.3.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】補正の内容のとおり

【訂正方法】変更

【訂正の内容】



誤訳訂正書

(19,000円)



平成16年3月26日

特許庁長官 今井康夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第534192号

2. 特許出願人

名称 ファルマシア アンド アップジョン カンパニー

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士 (7751) 石田 敬


4. 訂正対象書類名

(1) 請求の範囲

(2) 明細書

5. 訂正対象項目名

(1) 請求の範囲

(2) 明細書

6. 訂正の内容

(1) 請求の範囲を、別紙の通り補正する。

(2) 1) 明細書、第9頁第4行目の「N-ビニルピロリドン」を、『N-ビニルピロリジノン』と補正する。



7. 訂正の理由等

(1) 請求の範囲中の請求項5および6の「N-ビニルピロリジノン」の点について、この箇所の国際出願日における国際出願の請求の範囲の表記は、その請求項5および6に、"N-vinylpyrrolidinone"と記載されていたところ誤訳訂正前は、「N-ビニルピロリドン」と翻訳していた。化合物名を日本語で表す場合、英語名に基づき字訳することが一般的原則であるが、この字訳の際に「N-ビニルピロリドン」と誤訳したものである。従って原則に基づいて、"N-vinylpyrrolidinone"を「N-ビニルピロリジノン」と誤訳訂正した。

(2) 明細書、第9頁第4行目の「N-ビニルピロリジノン」の点について、前記訂正の理由(1)で説明したのと同じ理由で、「N-ビニルピロリジノン」と誤訳訂正した。

8. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

請求の範囲

1. N-ベンジル-N-メチルアクリルアミド。
2. 重合されたN-ベンジル-N-メチルアクリルアミドを含んでいるホモポリマー。
3. N-ベンジル-N-メチルアクリルアミドを含んでいるコモノマーと、前記N-ベンジル-N-メチルアクリルアミドと重合可能な少なくとも1種のコモノマーとの混合物から調製された架橋されたコポリマーを含んでいるヒドロゲル。
4. 前記N-ベンジル-N-メチルアクリルアミドと重合可能な前記の少なくとも1種のコモノマーが、アクリレート、メタクリレート、アクリルアミド、メタクリルアミド、ビニルで置換されたアミド、ビニルで置換され窒素を含有している複素環化合物、およびアクリロイルで置換され窒素を含有している複素環化合物からなる群より選ばれる、請求項3に記載のヒドロゲル。
5. 前記N-ベンジル-N-メチルアクリルアミドと重合可能な前記の少なくとも1種のコモノマーが、アクリル酸メチル、アクリル酸エチル、アクリル酸プロピル、アクリル酸ブチル、アクリル酸アミル、アクリル酸ヘキシル、アクリル酸フェニル、アクリル酸ヒドロキシエチル、アクリル酸ヒドロキシプロピル、アクリル酸ヒドロキシブチル、グリセロールモノアクリレート、アクリル酸2-フェノキシエチル、アクリル酸2-N-モルホリノエチル、アクリル酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル、アクリル酸2-(N,N-ジメチルアミノ)エチル、アクリル酸3-(N,N-ジメチルアミノ)プロピル、メタクリル酸メチル、メタクリル酸エチル、メタクリル酸プロピル、メタクリル酸ブチル、メタクリル酸アミル、メタクリル酸ヘキシル、メタクリル酸フルフリル、メタクリル酸ヒドロキシエチル、メタクリル酸ヒドロキシプロピル、メタクリル酸ヒドロキシブチル、グリセロールモノメタクリレート、メタクリル酸2-フェノキシエチル、メタクリル酸2-N-モルホリノエチル、メタクリル酸2-(N,N-ジメチルアミノ)エチル、メタクリル酸3-(N,N-ジメチルアミノ)プロピル、メタクリル酸2-ピロリジノニルエチル、N-メチルアクリルアミド、N-エチルアクリルアミド、N-プロピルアクリルアミド、N-ブチルアクリルアミド、N-アミルアクリルアミド、N-ヘキシルアクリルアミド、N-ヘプチルアクリルアミド、N-オクチルアクリルアミド、N-(n-オクタデシル)アクリルア

ミド、3-(N,N-ジメチルアミノ)プロピルアクリルアミド、アリルアクリルアミド、ヒドロキシメチルジアセトアクリルアミド、N,N-ジメチルアクリルアミド、N,N-ジエチルアクリルアミド、N-エチル-N-メチルアクリルアミド、N-メチルメタクリルアミド、N-メチロールメタクリルアミド、N-(2-ヒドロキシプロピル)メタクリルアミド、N-(4-ヒドロキシフェニル)メタクリルアミド、N-(3-ピコリル)メタクリルアミド、3-ビニルピリジン、4-ビニルピリジン、N-ビニルピロリジノン、ビニルピラジン、2-メチル-5-ビニルピラジン、4-ビニルピリミジン、ビニルピリダジン、N-ビニルイミダゾール、N-ビニルカルバゾール、N-ビニルスクシンイミド、4-メチル-5-ビニルチアゾール、N-アクリロイルモルホリン、およびN-メチル-N-ビニルアセトアミドからなる群より選ばれる、請求項3に記載のヒドロゲル。

6. 前記N-ベンジル-N-メチルアクリルアミドと重合可能な前記の少なくとも1種のコモノマーが、N,N-ジメチルアクリルアミド、N,N-ジエチルアクリルアミド、メタクリル酸2-ヒドロキシエチル、N-ビニルピロリジノン、およびメタクリル酸2-ピロリジノニルエチルからなる群より選ばれる、請求項3に記載のヒドロゲル。

7. コモノマーの前記混合物が、二アクリル酸1,3-プロパンジオール、二アクリル酸1,4-ブタンジオール、二アクリル酸1,6-ヘキサメチレン、二アクリル酸1,4-フェニレン、グリセロールトリス(アシルオキシプロピル)エーテル、二メタクリル酸エチレングリコール、二メタクリル酸1,3-プロパンジオール、二メタクリル酸1,6-ヘキサメチレン、二メタクリル酸1,10-デカンジオール、二メタクリル酸1,12-ドデカンジオール、二メタクリル酸トリエチレングリコール、三メタクリル酸グリセロール、N,N'-オクタメチレンビスアクリルアミド、N,N'-ドデカノメチレンビスアクリルアミド、N,N'-(1,2-ジヒドロキシエチレン)ビスアクリルアミド、アリルメタクリルアミド、ジビニルピリジン、4,6-ジビニルピリミジン、2,5-ジビニルピラジン、1,4-ジビニルイミダゾール、1,5-ジビニルイミダゾール、およびジビニルベンゼンからなる群より選ばれる架橋剤を包含している、請求項3～6のいずれかに記載のヒドロゲル。

8. 請求項2に記載のホモポリマーから二次加工された眼内レンズ。

9. 請求項3～6のいずれかに記載のヒドロゲルから二次加工された眼内レンズ。

10. 乾燥した状態で1.53～1.55、完全に水和した状態で1.42～1.49の屈折率、 n_D^{37} 、を有する、請求項3～6のいずれかに記載のヒドロゲル。

11. 20%～65%の平衡含水率を有する、請求項3～6のいずれかに記載のヒドロゲル。

12. N-ベンジルメチルアミンと塩化アクリロイルとを反応させることを含む、N-ベンジル-N-メチルアクリルアミドの調製方法。